

議案第158号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、飯倉中央公民館の移転に伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市飯倉中央公民館の項中「飯倉二丁目」を「飯倉三丁目」に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。